

大阪市教育振興基本計画

令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）

大阪市

目次

第1編 大綱

1	教育をめぐる現状と計画策定の経緯	1
2	計画策定の内容	
(1)	計画の位置付け	5
(2)	計画の範囲	5
(3)	他の計画等との理念の共有	5
(4)	計画の構成・期間	5
3	基本理念、最重要目標等	
(1)	基本理念	6
(2)	3つの最重要目標	6
(3)	施策推進における基本的な方向	8
4	9つの基本的な方向	
基本的な方向1	安全・安心な教育環境の実現	9
基本的な方向2	豊かな心の育成	10
基本的な方向3	幼児教育の推進と質の向上	11
基本的な方向4	誰一人取り残さない学力の向上	12
基本的な方向5	健やかな体の育成	13
基本的な方向6	教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	14
基本的な方向7	人材の確保・育成としなやかな組織づくり	15
基本的な方向8	生涯学習の支援	16
基本的な方向9	家庭・地域等と連携・協働した教育の推進	17
5	計画の進め方と進捗管理	
(1)	成果と課題の見える化	18
(2)	分権型教育行政（教育ブロックでの教育の推進）	18

第2編 施策（具体的な取組）

1	施策の体系	19
2	施策の内容	
基本的な方向1	安全・安心な教育環境の実現	
1-1	いじめへの対応	21
1-2	不登校への対応	23

1-3	問題行動への対応	24
1-4	児童虐待等への対応	25
1-5	防災・減災教育の推進	26
1-6	安全教育の推進	27

基本的な方向2 豊かな心の育成

2-1	道徳教育の推進	28
2-2	キャリア教育の充実	29
2-3	人権を尊重する教育の推進	30
2-4	インクルーシブ教育の推進	31
2-5	多文化共生教育の推進	32

基本的な方向3 幼児教育の推進と質の向上

3-1	就学前教育カリキュラム等に基づいた教育の推進	33
-----	------------------------	----

基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上

4-1	言語活動・理数教育の充実（思考力・判断力・表現力等の育成）	34
4-2	「主体的・対話的で深い学び」の推進（各学校の実態に応じた個別支援の充実）	35
4-3	英語教育の強化	36
4-4	全市共通テスト等の実施と分析・活用	37

基本的な方向5 健やかな体の育成

5-1	体力・運動能力向上のための取組の推進	38
5-2	健康教育・食育の推進	39

基本的な方向6 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

6-1	ICTを活用した教育の推進	40
6-2	データ等の根拠に基づく施策の推進（教育ビッグデータの活用等）	42

基本的な方向7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり

7-1	働き方改革の推進	43
7-2	教員の資質向上・人材の確保	45
7-3	大学連携の推進（新教育センターの設置）	47
7-4	教育ブロックでの教育の推進（学校や地域等の実情に応じたきめ細かな支援）	48
7-5	カリキュラム・マネジメントの推進（校園長によるマネジメントの強化）	49
7-6	学校配置の適正化	50

基本的な方向8 生涯学習の支援

8-1	「生涯学習大阪計画」に基づいた取組	51
8-2	「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組	52
8-3	学校図書館の活性化	53

基本的な方向9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

9-1	教育コミュニティづくりの推進	54
9-2	地域学校協働活動の推進	55

参考 根拠法令・用語解説

(1)	根拠法令	56
(2)	用語解説	57

第1編

大綱

(基本理念・最重要目標等)

（国際的な教育をめぐる動向）

平成27年(2015年)9月、150か国を超える加盟国が出席した国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で17の持続可能な開発目標(SDGs)と、これに関連する169のターゲットが示されました。開発目標の一つである教育に関する目標(SDG4)として、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」が定められ、その目標達成に向け、国連教育科学文化機関(UNESCO:ユネスコ)、加盟国政府、NGO等によって、「教育2030行動枠組み」が採択され、更なる教育分野での国際協力を推進していくこととされました。

平成28年(2016年)5月には、G7教育大臣会合が日本で開催されました。その会合において採択された倉敷宣言では、教育の果たすべき新たな役割として、『『社会的包摂』『共通価値の尊重』の促進』、「新しい時代に求められる資質・能力の育成」、「新たな役割を果たすための国際協力の更なる推進」が示されるとともに、教育を受けることは人間の基本的な人権であり、世界の平和と繁栄、持続可能な社会の構築のために不可欠な要素であるとの認識の下、国際協働のより一層の推進、教育を世界、各国の優先的アジェンダへ引き上げることの必要性等が確認されました。

また、経済開発協力機構(OECD)では、令和12年(2030年)という近未来において子どもたちに求められるコンピテンシーを検討するとともに、コンピテンシーの育成につながるカリキュラムや教授法等について検討していく「Education2030」プロジェクトを推進しています。

（国の教育振興基本計画）

国においては、教育基本法(平成18年法律第120号)に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき、平成20年(2008年)7月に計画期間を10年間とした第1期教育振興基本計画が策定されました。

その後、計画に基づき施策が推進されてきましたが、国内外の社会情勢や教育の現状と課題に鑑み、より未来志向の視点に立った改善方を計画に位置付けることが必要であることから、平成25年(2013年)6月に、計画期間を平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)とする国の第2期教育振興基本計画が策定されました。

この計画では、グローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中であって、産業の空洞化や生産年齢人口の減少など我が国の危機的な状況を回避するための社会の方向性として、「自立、協働、創造モデルとしての生涯学習社会の構築」が掲げられ、この実現に向けて、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4つの基本的方向性が示されました。

平成30年(2018年)6月には、計画期間を平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までの5年間とする国の第3期教育振興基本計画が策定されました。

第3期教育振興基本計画においては、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築をめざすという理念を引き継ぎつつ、令和12年(2030年)以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方が示されています。あわせて、各種教育施策の効果の専門的・多角的な分析、検証に基づき、より効果的・効率的な教育施策の立案につなげ、広く国民の間で教育施策の効果や必要性に対する理解を共有し、社会全体で教育改革を進めるための方策について示されています。

また、平成31年(2019年)4月、中央教育審議会は、文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方」について諮問されたことを受け、議論を積み重ね、令和3年(2021年)1月26日に『『令和の日本型学校教育』の構築を

目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出し、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」を取りまとめました。必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」の実現に向け、教育振興基本計画の理念(自立・協働・創造)の継承や学校における働き方改革の推進、GIGAスクール構想の実現、新学習指導要領の確実な実施など、今後の方向性が示されました。

(平成23年3月策定「大阪市教育振興基本計画」)

本市においては、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体が地域の実情に応じて定めるその地域における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「大阪市教育振興基本計画」(以下「計画」という。)を平成23年(2011年)3月に策定しました。

(平成25年3月改訂「大阪市教育振興基本計画」)

平成23年(2011年)に策定した計画に基づいて施策を進めてきた結果、一定の成果が見られたものの、依然として様々な課題が存在していたことから、平成24年(2012年)5月に大阪市教育行政基本条例(平成24年大阪市条例第75号)を、同年7月に大阪市立学校活性化条例(平成24年大阪市条例第86号)を制定し、大阪市教育行政基本条例第4条に規定された策定手続に基づき、平成25年(2013年)3月に計画を改訂しました。

(平成25年3月改訂の計画の期間1年延長と「施策の大綱」への位置付け)

平成25年(2013年)3月改訂の計画で示された改革の方向性に沿い、目標の達成に向け具体的な施策に取り組んでいましたが、この取組の施行期間の最終年度である平成27年度(2015年度)において、平成28年度(2016年度)以降の本市の市政改革計画が策定される方針が示されたことにより、計画の改訂に当たっては、市政運営の基本的な方向性について確認する必要があること、また、取り組んできた施策の成果と課題を検証し、予算と連動した計画とする必要があることなどから、施行期間を平成28年度末(2016年度末)までと1年間延長することを、平成27年度末(2015年度末)に決定しました。

また、改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3の規定に基づき、市長が定めるものとされている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について、平成25年(2013年)3月改訂の計画をもってこれに代えることとしました。

(平成29年3月改訂「大阪市教育振興基本計画」)

平成28年度(2016年度)には、本市において、子どもに関連する二つの大きな取組がありました。一つは幼児教育に関する取組、もう一つは子どもの貧困に関する取組です。

幼児期は、生涯にわたり自己実現をめざし、社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期であり、この時期にこそ全ての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、質の高い幼児教育を受けることが必要であるとの認識の下、国に先駆け、平成28年(2016年)4月から5歳児に係る幼児教育の無償化を実施しました。

子どもの貧困に関しては、平成26年(2014年)1月施行の子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)に基づき、国において「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年(2014年)8月に策定される中、本市においては、平成27年(2015年)3月に「大阪市こども・子育て支援計画」を策定しました。これらの幼児教育や貧困に関する取組の動きを踏まえながら、平成29年(2017年)3月に、計画期間を平成29年度(2017年度)から4年間とする改革の第2ステージとして計画を改訂しました。

(平成29年3月改訂の計画の中間見直しと期間1年延長)

平成29年(2017年)3月に改訂した計画は、平成31年(2019年)3月をもって、4年の計画期間の中間を迎え、前半期の取組状況の振り返りを実施しました。振り返りの中で進捗に課題・改善が必要であるICTを活用した教育の推進やいじめ、不登校等への対応、日本語指導の充実について、取組内容の修正・変更、追加等を令和2年(2020年)3月に行いました。

しかし、この計画の最終年度である令和2年度(2020年度)において、令和元年度末(2019年度末)から広がった新型コロナウイルス感染症により、全学校園を長期にわたり臨時休業とするなど、教育活動にも甚大な影響があり、社会の状況が大きく変化しました。これらの状況も考慮して、令和2年度末(2020年度末)、この計画について、「学びの保障」等に関連して早急に反映すべき内容であるICTを活用した教育の更なる推進やいじめ・問題行動に対応する制度の活用、健康教育の推進等の一部内容を修正して、令和3年度末(2021年度末)まで計画期間の1年延長を決定しました。

(参考:これまでの策定経過一覧)

平成23年(2011年)3月	「大阪市教育振興基本計画」を策定
平成25年(2013年)3月	1次改訂
平成28年(2016年)3月	期間1年延長(1次改訂の計画)
平成29年(2017年)3月	2次改訂
令和2年(2020年)3月	中間見直し(2次改訂の計画)
令和3年(2021年)3月	期間1年延長(2次改訂の計画)

(これまでの成果と課題)

これまでの計画において、約10年にわたり現役世代への重点投資として教育施策に重点を置き、幼児教育の普及や英語力の向上、中学校給食の実施、1人1台の学習者用端末の整備など、教育環境の改善・整備を図ってきました。また、校園長のマネジメントの下「運営に関する計画」を通して、学校園全体で目標達成に向けた取組を行い、チームとしての学校力を高めるとともに、大阪市小学校学力経年調査等の調査結果を学校における授業改善や児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等に活用するなどの成果を上げることができました。

さらに、区担当教育次長への分権化や市内を4つの教育ブロックに分け教育を推進するなど、学校現場をきめ細かく支援するサポート体制の構築を進めてきました。

平成29年(2017年)3月に改訂した計画で掲げた2つの最重要目標の1つである「子どもが安心して成長できる安全な社会(学校園・家庭・地域)の実現」については、全小中学校において「学校安心ルール」の徹底や課題のある学校への生活指導員の配置などの取組を進めてきたことにより、小中学校ともに暴力行為件数が減少し、小学校では全国平均を下回るといった改善がみられました。一方、不登校児童生徒の割合については、全国と同様に増加傾向にあるなど課題も残っており、安全・安心な教育を引き続き推進していく必要があります。

もう1つの目標である「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」については、学力向上関連施策の取組により、全国学力・学習状況調査の結果では、小中学校ともに経年的に全国平均との差が縮小し改善傾向が見られてきましたが、全国水準には届いていない状況です。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、子どもの体力は全般的には緩やかな上昇傾向にありましたが、小中学校ともに男子の結果が平成30年度(2018

年度)から令和元年度(2019年度)にかけて低下し、めざす目標の水準に対して順調とは言えない状況です。今後、児童生徒一人一人の学習面や体力面、生活状況等を客観的に把握し、引き続き学力・体力の向上に向けて取り組んでいく必要があります。

(新たな計画の策定に向けた検討)

本市は、貧困や様々な困難を抱えている家庭への対策として平成30年(2018年)3月に、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定しました。また、市民が本市に暮らすことの満足度を更に向上させるため、これまでの収支不足の解消を中心とした改革から、生産性向上の視点を踏まえ、「市民サービスの向上」「コスト削減」「スピードアップ」をめざす新たな計画として「市政改革プラン3.0」を令和2年(2020年)4月に策定しました。ICTを活用した市民サービスの向上、官民連携の推進、効率的・効果的な行財政運営、ニア・イズ・ベターの徹底、人材育成・職場力の向上、働き方改革の6つの改革の柱に沿って具体的な方向性と取組内容を設定し、各所属長のマネジメントの下、PDCAサイクルを徹底しながら改革を進めていくことを掲げています。

一方、国においては、平成29年(2017年)に小学校・中学校の学習指導要領及び幼稚園教育要領、平成30年(2018年)に高等学校学習指導要領の改訂が行われ、すでに幼稚園・小学校・中学校においては全面実施されており、令和4年度(2022年度)には高等学校においても全面実施されます。

以上のような状況を考慮するとともに、これまでの取組の成果と課題も踏まえ、令和3年(2021年)6月の総合教育会議において、大阪市特別顧問や教育委員会事務局顧問からの助言を得ながら、市長と教育委員会で次期計画の策定に関する方向性を確認しました。その後、学識経験者の方々からの意見に加え、本市の「電子申請・オンラインアンケートシステム」などによる校長や教職員の意見、パブリック・コメントを通じての市民のみなさまの幅広い意見も反映しながら、内容を検討してきました。

なお、次の3つをコンセプトに掲げ、計画の策定に取り組みました。

計画策定における3Sコンセプト

SIMPLE (シンプル)

全体を通して、市民や学校現場等にもわかりやすい表現・構成

STRAIGHT (ストレート)

子どもたちに直に響く施策の展開

SPEEDY (スピーディ)

新たな感染症対策など社会情勢を反映したスピーディな施策の展開

(1) 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、平成30年度(2018年度)に策定された国の第3期教育振興基本計画を参酌するとともに、社会の情勢やこれまでの本市教育の取組の成果と課題等も踏まえ、令和12年(2030年)以降の社会を見据えた新たな計画として策定します。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、市長が定めるものとされている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けることとします。

(2) 計画の範囲

令和4年度(2022年度)の大阪市立高等学校の大阪府への移管に伴い、この計画は、就学前教育に始まり、小学校及び中学校(本計画では、義務教育学校の前期課程(小学校教育に相当する6年間)を「小学校」に、後期課程(中学校教育に相当する3年間)を「中学校」に含みます。「小学生」「中学生」についても同様の考え方です。)における義務教育までの学校園に関する教育施策とともに、人生100年時代を見据え、生涯を通した学びが一層重要になっていることから、生涯学習に関する教育施策を対象範囲とします。

(3) 他の計画等との理念の共有

教育施策と関連するそれぞれの施策体系を定めた「生涯学習大阪計画」や「大阪市子ども読書活動推進計画」などの計画と整合性を図るとともに、その中でも教育の観点から重点的に取り組むべき施策については、この計画にも位置付けることとします。

また、教育施策と関連する他の施策は、それぞれの施策体系を定めた計画に基づくものであることから、本市の市政改革の方向性を示す「市政改革プラン3.0」だけでなく、それぞれの施策体系を定めた各計画を尊重しつつ、これらの計画と整合性を図りながら、教育の観点から重点的に取り組むべき施策について、この計画にも位置付けます。

(4) 計画の構成・期間

この計画では、第1編に令和12年(2030年)以降の社会を見据えた基本的な目標及び施策の大綱等を示し、第2編では、目標達成に向けた具体的な施策の内容を示しています。

施行期間については、新計画はその見据える令和12年(2030年)までの8年間の前期取組と位置づけられることから、4年間[令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)]とします。

(1) 基本理念

全ての子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立することをめざします。
あわせて、グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となることをめざします。

(2) 3つの最重要目標

子どもたちの最善の利益のために、教育環境を安全で安心な場とし、学力や体力の向上に効果を上げることは、本市の教育行政及び学校運営にとって、普遍的な目標であるとともに、継続的な課題でもあります。そして、これらの目標達成に向けた改善の取組や成果について、市民や保護者のみなさまに対して説明し理解を求めることは欠くことのできないものです。

したがって、これまでの「安全・安心な教育の推進」と「未来を切り拓く学力・体力の向上」については、引き続き最重要目標として全力で取組を進めます。

また、これら2つの目標を追求する上で、急速に進む社会のデジタル化に対応して学習者用端末の1人1台環境を活用した効果的な教育環境を実現するとともに、喫緊の課題である教職員の働き方改革や、人材確保・育成、変革に柔軟に取り組めるしなやかな組織づくりを推進していくことが極めて重要であることから、「学びを支える教育環境の充実」を加えた3つを「最重要目標」として定めます。

これら3つの目標のための取組を相互に連携させ、教育施策全体の構造化を図りながら推進することにより、基本理念の実現をめざします。

安全・安心な教育の推進

我が国の子どもの貧困の状況はOECD加盟36か国中20位と依然厳しく、内閣府の「令和3年版子供・若者白書」によると、「子供の貧困率及び子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率の直近値は低下しているものの、特に、子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は高い水準にある。」とされています。さらに、本市においては、就学援助を受けている家庭の児童生徒が在籍している割合が、全国に比べて高い状況が続いています。

厳しい家庭環境にある幼児児童生徒を含む全ての子どもに、生まれ育った環境によって左右されることなく自分の可能性を追求できるように、静穏かつ明るい教育環境の中で、生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友達と交流しながら、健全に成長できる学校園生活を保障することが、本市の教育にとって第一の基本です。

全国学力・学習状況調査の結果において、本市の子どもたちの規範意識や自尊感情は、全国平均に比べて低い状況にあります。こうした状況を直視し、全ての基礎となる幼児期から、小中学校を通した義務教育修了までの期間に、個人の尊厳の理念に基づき、基本的な道徳心・規範意識を培い、いじめや暴力を根絶するため、安全・安心に

必要なルールを徹底します。その際、自らの学ぶ権利と併せて、他の子どもの安全・安心と教育を受ける権利を重んじる態度を、子どもたちの中に育むことが重要です。社会のルールを理解し自らを律する力、他者を尊重し思いやる心、適切な人間関係を築くコミュニケーション能力、多様性や違いを受け入れる力など、子どもたちの道徳性・社会性の育成に努めます。

さらに、防災・減災教育や安全教育などにより、「自分の命は、自分で守る」ことの大切さを伝えるとともに、自ら危険を回避するために主体的に行動する、自他の安全に配慮し危険な環境を改善する、自他の生命を尊重し安全で安心な社会づくりに進んで参加するなど、安全を守るための力の育成をめざします。

未来を切り拓く学力・体力の向上

子どもたちの最善の利益のために、学力や体力の向上に効果を上げ、もって市民のみなさまの期待に応えることは、本市の教育行政及び学校運営にとって最優先課題の一つです。学力の向上に関しては、全国学力・学習状況調査において、経年的に全国平均との差が縮小しており、特に学力に課題のある学校への支援策の対象校では、学力に改善が見られるなど、めざす目標の達成に向けて進んでいますが、依然として厳しい状況にあり、取組の一層の強化が必要です。

義務教育以降の学力の向上及び人格の形成につなげるため、幼児期における取組を強化し、心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための力をつける基礎を培います。そして、幼児期の学びをつなぐ小学校から義務教育の修了までに社会で生き抜くために必要となる基礎的な知識や力を習得できるよう徹底します。

幼児教育から義務教育までの各段階に応じた切れ目のない、系統的総合的な学校園教育の取組により、基礎学力、論理的思考能力を習得し、様々な情報をもとに自分の頭で考え、自己の判断と責任の下に、グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となる人間を育みます。

経済・社会全体において急速に進むデジタル化とビッグデータの活用によって人工知能(AI)が重要性を増す中、全ての子どもたちに、AIに置き換えられない人間ならではの知性を磨く教育を保障することが必要です。こうしたAI時代の教育にとって最重要の学力とも言える読解力及び数理能力並びにこれらをベースにした思考力・判断力・表現力等を身に付ける言語活動・理数教育の取組を強化します。また、国境を超えて情報・知識が伝播し、多様な文化的背景を持った人々とのコミュニケーションが求められるグローバル社会において、子どもたちの可能性を広げる英語力を身に付ける教育の充実を図ります。さらに、健康で活力のある生活を送るための基礎となる体力の向上を図り、健康的な生活習慣を心掛けることができるなど、自身の健康を管理する能力の育成をめざします。

学びを支える教育環境の充実

学校教育は、子どもたちの最善の利益などの不易の目的とともに、社会の変化に素早く、そして柔軟に対応することも求められます。近年の社会変化の一つであるデジタル化は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により加速されています。本市においては、授業をはじめとする学びや生活の中でICTを効果的に活用するとともに、教育行政や学校運営においてもビッグデータの活用に取り組むなど、教育におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進します。

教育DXや新教育課程の実施を含む学校教育の課題の成否は、教職員の在り方にかかっており、その資質向上が今まで以上に求められています。

加えて、学習指導のほか、児童生徒指導や部活動、保護者や地域との連携、新型コロナウイルス感染症への新た

な対応など、学校や教員に対する期待も多様化しています。

一方で、このような多岐にわたる対応は、教員の長時間勤務の要因となっています。全国の公立の小中学校の教員を対象に実施した教員勤務実態調査を見ると、教員の長時間勤務は看過できない深刻な状況であることが改めて明らかになっています。このことは本市でも例外ではなく、教員の働き方改革は喫緊の課題です。本市では、スクールサポートスタッフや部活動指導員などの専門スタッフの配置・活用、校務支援システムのグループウェア機能などICTの活用による学校運営の効率化等に取り組んできた結果、時間外勤務時間の減少等の成果が見られることから、こうした取組を一層推進していきます。また、部活動については、国の方針として、令和5年度(2023年度)以降、休日の部活動の段階的な地域移行が求められていることを踏まえ、部活動の地域移行に着実に取り組んでいきます。

全国的に教員のなり手不足が深刻化する中、多様で高度な人材の確保も差し迫った課題となっています。本市では、初任給の引き上げによってここ数年の受験者数に増加傾向が見られ、学力重視の採用試験が質の確保にも効果を上げていると思われますが、依然として厳しい状況が続いています。

このような状況を踏まえ、特別免許状を活用した採用選考により教職課程履修者以外の専門性や社会人経験を有する人材を教員として登用するなど、多様性・専門性を備えた教員組織による「チーム学校」としての指導体制を整備し、社会に開かれた教育課程の実現に向け、校園長によるカリキュラム・マネジメントに取り組んでいきます。

さらに、学校の創意工夫を支援するため、大学や産業界との連携を一層進めるとともに、教育センターの改革を図り、教職員の資質向上をはじめ「学校力」アップに取り組んでいきます。

(3) 施策推進における基本的な方向

3つの「最重要目標」の達成に向け、重点的に取り組むべき施策を推進するため、次の9つの基本的な方向を示します。

最重要目標1 安全・安心な教育の推進

- (1) 安全・安心な教育環境の実現
- (2) 豊かな心の育成

最重要目標2 未来を切り拓く学力・体力の向上

- (3) 幼児教育の推進と質の向上
- (4) 誰一人取り残さない学力の向上
- (5) 健やかな体の育成

最重要目標3 学びを支える教育環境の充実

- (6) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- (7) 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- (8) 生涯学習の支援
- (9) 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

ここでは9つの基本的な方向ごとの、施策や取組内容、目標を示しています。

施策の凡例:◎ ⇒特に重点的に取り組むもの ○ ⇒重点的に取り組むもの

基本的な方向1 安全・安心な教育環境の実現

主な施策	
◎ いじめへの対応	○ 児童虐待等への対応
◎ 不登校への対応	○ 防災・減災教育の推進
○ 問題行動への対応	○ 安全教育の推進

全ての子どもが、明るく落ち着いた教育環境の中で生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友達と交流しながら健全に成長できる安全・安心な教育環境の実現は必要不可欠です。本市においては、個人の尊厳の理念に基づき、何よりも優先して、子どもの安全・安心と教育を受ける権利の保障に努めるという強い決意を持って取り組んでいます。その結果、暴力行為発生件数は大きく減少し、いじめの解消率では小学校が目標を達成するなど、成果が見られます。今後とも子どもに寄り添いながらぶれることなく、安全・安心な環境の中での子どもの成長につながるよう、具体的な取組を進めていきます。

特にいじめへの対応については、いじめを受けた子どもの救済と尊厳を最優先する「大阪市いじめ対策基本方針」に基づく対処、事前に明示したルールを公平・公正に適用する「学校安心ルール」を徹底します。また、児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、それぞれに応じた指導・支援を行うため、スクリーニングの実施、ICTやいじめ第三者委員会の活用など新たな取組を総合的かつ効果的に推進していきます。

取組の一つである「学校安心ルール」は、子どもが自らを律することができる力の育成をめざすものであり、全ての子どもたちが安心して成長できる安全な学校環境の実現を支えるものです。また、校則(学校のきまりや生徒心得等)については、時代の変化や社会通念に照らして必要かつ合理的なものとなっているか等の観点から、積極的に見直しを行い、児童生徒が自主的に守るように指導を行っていきます。このような、子どもが自らを律することができる力の育成とともに、減災教育や防犯・交通安全教育などを通して、安全を守るために主体的に行動できる力の育成についても取り組んでいきます。

不登校児童生徒については、全国と同様に本市においても増加傾向にあり、大きな課題となっていることから、更なる家庭との連携、教育支援センターの設置や不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校(以下「不登校特例校」という。)の設置検討(令和6年度(2024年度)開校予定)、ICTの活用等の充実に図り、児童生徒一人一人に寄り添った不登校要因への対応を行うとともに、不登校児童生徒の学習機会の確保に向けた取組を行っていきます。

近年、スマートフォン等の使用(ゲーム、動画、SNS等)に時間を費やす児童生徒が多くなっており、健康・生活習慣・学習への影響、ネットいじめなど生活指導上の課題、犯罪被害の危険等も危惧されることから、使用時間のきまりを含む節度ある適切な使用に向けたルールを策定し、家庭と連携しながらルールの活用を図っていきます。

また、新たな課題であるヤングケアラーやネグレクトを含む児童虐待等への対応について、地域、関係諸機関(区役所・福祉局・健康局・こども青少年局・教育委員会事務局)等が連携して進めていきます。

目 標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「学校に行くのは楽しいと思いますか」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合	小学校	80.1%	85%
	中学校	75.2%	82%

【全国学力・学習状況調査】

基本的な方向2 豊かな心の育成

主な施策	
○ 道徳教育の推進	○ インクルーシブ教育の推進
○ キャリア教育の充実	○ 多文化共生教育の推進
○ 人権を尊重する教育の推進	

本市では、全国学力・学習状況調査の結果において、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」「学校のきまり・規則を守っていますか」など、社会性や規範意識に関する項目について、肯定的な回答をする児童生徒の割合が全国平均以上になることを目標に掲げてきました。その結果、平成22年度(2010年度)よりの約10年間にわたり、全国平均との差が縮小され改善傾向にあります。しかし、自己肯定感・自己有用感については、全国平均と比べ改善が図られていない状況です。児童生徒が将来の夢や希望を持てるような道徳教育・キャリア教育の充実を図ることで、自己肯定感・自己有用感の改善に取り組んでいきます。

また、幼児期から義務教育修了までの期間に、子どもたちの基本的な道徳心・社会性の育成を図るため、学校教育活動全体を通じた道徳教育活動を進め、これまで実施してきた「人に親切にする」「嘘をつかない」「ルールを守る」「勉強する」といった基本的なモラルを身に付けさせる取組を引き続き進めていきます。

近年、全国的に児童生徒の自殺数が増えており、新型コロナウイルス感染症の影響によりその数が更に増加する傾向にあります。本市は、この事案に対して真正面から取り組んでまいります。自らがかけがえのない大切な存在であると実感できるよう、学校教育活動だけでなく、家庭・地域等との連携を図り、児童生徒の自尊感情を高め、他者を思いやる気持ちを育んでいきます。

小中学校で学ぶ障がいのある児童生徒は年々増加傾向にあり、これまで以上に、教員の障がいに対する理解の深化及び専門性の向上を図るなど、本市が従来より進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進していきます。

多国籍化・増加する帰国・来日した児童生徒に対して、日本語指導や適応指導、母語・母文化の保障等の支援を行っていきます。さらに、「大阪市多文化共生指針」に示された取組等について、関係局や関係機関等での連携を図るとともに、多様な価値観や文化を持つ子ども同士が互いの違いを認め合い、高め合うことのできる多文化共生教育を推進していきます。

目 標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	94.9%	96%
	中学校	94.2%	95%
「自分には、良いところがありますか」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	73.0%	77%
	中学校	72.5%	77%

基本的な方向3 幼児教育の推進と質の向上

主な施策
○ 就学前教育カリキュラム等に基づいた教育の推進

最重要目標の「未来を切り拓く学力・体力の向上」の土台には、乳幼児期の発達の特徴を踏まえた教育・保育の実践が不可欠です。乳幼児期の子どもが、身近な環境に主体的に関わりながら、遊びや生活を通して生涯にわたる人格形成の基礎や小学校以降の教育の基礎を培えるよう取り組んでいきます。

近年の科学的知見によれば、幼児期の環境を豊かにすることが認知能力と非認知能力の両方に影響を与え、学業や働きぶり、社会的行動に肯定的な結果をもたらすとされています。また幼児期は、運動機能が急速に発達し、多様な動きを身に付けやすい時期であるとも言われています。

幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「生きる力の基礎」を育むため、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を一体的に育むことが求められています。また、乳幼児期に育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が円滑に行われるように「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、連携・接続の取組の推進が求められ、就学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続が重要とされています。

そこで、本市では、平成29年(2017年)4月に大阪市保育・幼児教育センターを設置し、公立や私立、幼稚園や保育所、認定こども園等の施設種別を越えて、「就学前教育カリキュラム」の普及・浸透、就学前施設教職員の資質・専門性の向上に向けた研修、幼児教育・保育に関する調査・研究、情報提供を行い、幼児教育・保育の質の保障・向上に取り組んできました。

また、平成31年(2019年)3月に「就学前教育カリキュラム」を改訂し、知・徳・体の視点で実践を捉えて深め、子どもたちの主体的・創造的な活動を生み出す教育的意図を持った働きかけを大切にする基本的な考え方を踏襲し、新たに「0. 1. 2歳児の教育・保育」「安全教育や防災・減災教育」「小学校教育への接続」等を充実させました。

これまでの取組の成果を生かし、こども青少年局大阪市保育・幼児教育センターを中心に、引き続き「就学前教育カリキュラム」等に基づいた教育の推進を通して、幼児教育の推進と質の向上を図るとともに、小学校以降の教育において未来を切り拓く学力や体力を身に付ける基礎を培えるよう取り組んでまいります。

また、体験型幼児教育施設(キッズプラザ大阪など)を活用して、家庭・保育所・幼稚園等では得難い、楽しい遊びや体験を通して創造性を培い、可能性や個性を伸長する学びの機会を提供するとともに、図書館を活用した就学前施設への配本や絵本の読み聞かせなどを行う図書ボランティアの派遣を通して読書環境の充実を図ります。

目 標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「就学前教育カリキュラムを活用して実践する意識が高まってきましたか」に対して、最も肯定的な「高まってきた」と回答する市立幼稚園・保育所の教職員の割合 【本市調査(就学前教育カリキュラムアンケート)】	50.6% (令和2年度末)	53%
「今後の教育・保育に活用できますか」に対して、最も肯定的な「活用できる」と回答する参加者の割合 【本市調査(公私幼保合同研修会[就学前教育カリキュラム研修会、保幼小連携・接続研修会を含む]におけるアンケート)】	77.0% (令和2年度末)	80%

基本的な方向4 誰一人取り残さない学力の向上

主な施策	
◎ 言語活動・理数教育の充実 (思考力・判断力・表現力等の育成)	◎ 英語教育の強化 ○ 全市共通テスト等の実施と分析・活用
◎ 「主体的・対話的で深い学び」の推進 (各学校の実態に応じた個別支援の充実)	

「全国学力・学習状況調査」の結果における平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度)までの経年比較を見ると、本市の平均正答率は、全国平均との比較において全体的な改善傾向にあるものの、依然として全国水準には達していない状況です。

こうした状況を踏まえ、GIGAスクール構想等により整備されたICT環境も最大限に活用しつつ、子どもたちが生き抜くための基本となる学力を全ての児童生徒に身に付けさせていくことが求められています。

このため、児童生徒の発達段階を考慮しながら、読解力・言語能力、数理能力、論理的思考力、情報活用能力、課題発見・解決能力等、学習の基盤となる資質・能力や現代的諸課題に対応して求められる資質・能力等を育成していきます。

具体的には、国語科を要として、日々の教育活動全般において、多読・速読など、言語活動の充実を図っていきます。また、子どもの世界を広げ、思考を深めるため、文理融合的な内容を含む「総合的読解力育成カリキュラム」を開発し、全ての小学校(3年生以上)・中学校で毎週1時限以上授業として総合的読解力育成の時間(「小中学生からのリベラルアーツ教育」)を実施するなど、言語活動・理数教育を通して思考力・判断力・表現力等の育成に取り組みます。さらに、各学校の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の授業の実現を支援していきます。

また、「全国学力・学習状況調査」、「大阪市小学校学力経年調査」、「中学生チャレンジテスト」等、客観的・経年的に行われる調査結果のデータを活用することにより、各学校や一人一人の児童生徒の状況を把握し、誰一人取り残さない学力の向上に向け、個に応じたきめ細かで継続した指導・支援を充実させていきます。

英語教育に関しては、本市では平成25年度(2013年度)から、「小学校低学年からの英語教育」を段階的に実施する等、児童生徒の英語力向上をめざす取組を進めてきました。令和元年度(2019年度)には「聞くこと」「読むこと」の英語2技能ではCEFR A1レベル(英検3級)相当以上の英語力を有する中学3年生の割合が、全国平均を10ポイント上回っています。小学校での英語教科化を始めとした学習指導要領の全面実施を踏まえ、これまで取り組んできた小中学校9年間を見通した英語教育の取組を更に推進するとともに、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の英語4技能の総合的な育成に取り組んでいきます。

目 標			令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
平均正答率の対全国比 【全国学力・学習状況調査】	小学校	国語	0.97	1.00
		算数	0.98	1.00
	中学校	国語	0.94	1.00
		数学	0.96	1.00
CEFR A1レベル(英検3級)相当以上の英語力を有する中学3年生の割合(4技能) 【本市調査(大阪市英語力調査)】			52.6%	56%

基本的な方向5 健やかな体の育成

主な施策	
◎ 体力・運動能力向上のための取組の推進	○ 健康教育・食育の推進

生涯にわたり健康で活力ある生活を送るために、子どもの頃から主体的に運動する習慣を身に付け、基礎的な体力を養うとともに、望ましい食生活など健康的な生活習慣を心掛け、健康を管理する能力を形成することが重要です。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果における平成29年度(2017年度)から令和元年度(2019年度)までの経年比較を見ると、本市の体力合計点は、中学校女子では全国平均を上回るなど、全体を通して改善傾向にあります。しかし、小学校男子女子、中学校男子については全国水準に達成していない状況です。下回っている種目が多い状況や、本市の子どもが都市部に暮らし、社会環境や生活様式の変化によって身体を動かして遊ぶ機会が減少している現状を踏まえ、児童生徒一人一人の状況を把握しながら学校園における体力向上に向けた取組を進めます。また、区役所や関係局等が協力し、運動やスポーツに親しむ機会の確保に努めていきます。

さらには、これまでの部活動の改革の取組を引き続き推進し、働き方改革の視点に留意しながら、各校の実態に応じた部活動を実施していきます。その際、国の方針として、令和5年度(2023年度)以降、休日の部活動の段階的な地域移行が求められていることを踏まえ、本市における具体的な取組を検討し、着実に推進していきます。

健康教育については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新しい生活様式への対応を推進していきます。また、児童生徒の規則正しい生活習慣が身に付くよう、近年、社会的な問題となっているスマートフォン依存・ゲーム障害などへの対応を進めるとともに、健康に関する指導や食育など、子どもの発達段階に応じた指導を実施していきます。

目 標			令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
体力合計点の対全国比 【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】	小学校	男子	0.97	1.00
		女子	0.97	1.00
	中学校	男子	0.99	1.01
		女子	0.99	1.01

基本的な方向6 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

主な施策	
◎ ICTを活用した教育の推進	◎ データ等の根拠に基づく施策の推進 (教育ビッグデータの活用等)

ICTの活用により、児童生徒の学力向上に資する教育方法はもとより、学校運営や教育行政に至るまで、より良い教育の在り方に向けた一体的変革として、本市は、教育におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)に取り組みます。

まず、ICTを活用した教育については、1人1台端末の環境を生かし、デジタルドリルや協働学習支援ツールを活用することで、子どもの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け取り組みます。なお、教育の質の向上のために、発達段階や学習場面等により、視覚・聴覚的情報を組み合わせた学習が効果的な場面ではデジタル教材を活用したり、まとまった文章を読み解く学習に取り組む場面では紙の教材を活用するなど、デジタルと紙それぞれの良さを生かしながら適切に組み合わせしていくことを基本とします。また、ICTによって児童生徒の心の状態や日々の生活の状況を可視化し、子どもの理解を深めるとともに、いじめ・不登校などの未然防止・早期発見・迅速な対応を実現します。なお、子どもの視力低下の傾向等を踏まえ、家庭と連携しつつ、端末利用に当たって児童生徒の健康への十分な配慮を徹底するとともに、最新の医学的知見に基づいた対応を図っていきます。

次に、データ等の根拠に基づく施策の推進として、本市で小学校3年生から中学校3年生まで経年的に分析可能になっている学力調査・テスト結果、1人1台端末を活用した一人一人の学習履歴や学習行動記録等の教育ビッグデータを集積し、児童生徒ごと、学級ごと、学校ごとに、データの変化を可視化し、これを専門的見地から分析することで、教育の成果と課題が見える化し、効果的な指導方法や学習行動等の知見を得て、学習指導や学校支援に活かします。

目 標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
授業日において学習者用端末を毎日使用した学校の割合(ただし、学校行事等ICT活用が適さない日数を除く) 【本市調査】	—	100%

基本的な方向7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり

主な施策	
◎ 働き方改革の推進	○ カリキュラム・マネジメントの推進
◎ 教員の資質向上・人材の確保	(校園長によるマネジメントの強化)
○ 大学連携の推進 (新教育センターの設置)	○ 学校配置の適正化
○ 教育ブロックでの教育の推進	
(学校や地域等の実情に応じたきめ細かな支援)	

学校園が子どもたちの活気にあふれる場となり、組織としての自主性・自立性を持って特色ある教育実践を展開していくためには、直接子どもに関わる教職員一人一人の資質を高め、持てる能力を存分に発揮できるようにすることが大切です。このため、教職員の働き方改革、優秀な人材の確保・育成、人事制度の整備、校園長によるマネジメントの強化等の更なる推進が重要です。

働き方改革については、「学校園における働き方改革推進プラン」(令和元年(2019年)12月策定)に基づき、様々な取組を進め目標達成に向けて順調に進捗しており、引き続き、各取組の効果検証を進めるとともに、「仕事と生活の両立支援プラン」等も踏まえ、性別に関係なく教員が働きやすい環境を整備していきます。

深刻化する教員のなり手不足に対応するとともに、多様性を備えたしなやかな教職員組織を整備し、社会に開かれた教育課程の実現に取り組むため、特別免許状の積極的な活用により教職課程履修者以外の専門性や社会人経験を有する人材を教員として登用する採用選考の新たな特例措置等について検討・実施し、多様な人材の採用を進めます。特に、「総合的読解力育成カリキュラム」による総合的読解力育成の時間(「小中学生からのリベラルアーツ教育」)及び先端的な理数教育の担い手については、特別免許状による被採用者を含む多様な人材の確保を図ります。また、教員を採用前から育成する観点から現場実習の受入れを推進します。

各学校園が学力向上等の目標を達成するため、校園長によるカリキュラム・マネジメントを通じて、子どもたちや学校・地域の実態等を把握し、教育課程の実施状況の検証・改善によって教育の質を向上させ、学習効果の最大化を図っていきます。また、校園長のマネジメントの下、頑張っている教員がより頑張れるような処遇、キャリアステージに応じた研修等、総合的な人事制度を継続的に整備・改善していきます。

大阪教育大学と連携して新・大阪市総合教育センター(仮称)を設置し、大学・研究機関に加え企業・NPO等と幅広い分野での連携を図り、総合的にシンクタンク機能の強化を図ります。また、大学連携については、教員養成系大学だけでなく、大阪公立大学など多種多様な大学との連携も図り、教職員の資質向上に取り組むとともに、本市の教育力の底上げをめざします。

そのほか、4つの教育ブロックでの支援、学校配置や規模における教育環境の最適化などを推進します。

目 標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
教員の勤務時間の上限に関する基準を満たす教職員の割合 《学校園における働き方改革推進プランより》 【本市調査】	基準1※	45.3% (令和2年度末)	49.7%以上 (令和4年度末)
	基準2※	70.5% (令和2年度末)	75.4%以上 (令和4年度末)
教員の管理職選考受験者に占める女性職員の割合 《大阪市特定事業主行動計画より》 【本市調査】		23.9% (令和2年度末)	30%

※基準1 時間外勤務時間が45時間を超える月数0、かつ、1年間の時間外勤務時間が360時間以下

※基準2 1年間の時間外勤務時間が720時間以下、時間外勤務時間が45時間を超える月数6以下、時間外勤務時間が100時間を超える月数0、直近 2～6か月の時間外勤務時間の平均が80時間を超える月数0、を全て満たす。

基本的な方向8 生涯学習の支援

主な施策	
○ 「生涯学習大阪計画」に基づいた取組	○ 学校図書館の活性化
○ 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組	

人生100年時代において、全ての人が人生を心豊かに過ごすためには、どのライフステージにおいても主体的に学び、学びの成果を社会に生かすことが求められています。

本市では、教育基本法による生涯学習の理念の実現に向け、生涯学習をめぐる現状と課題を踏まえ、本市におけるこれからの生涯学習推進に向けての視点、総合的に講ずべき施策の方向性とその内容を明らかにすることを目的として、「生涯学習大阪計画」を策定しています。その計画に基づき、子どもの学び、家庭教育を含めた市民の学びの支援に取り組んでいきます。

また、子どもの読書活動を推進するため、「大阪市子ども読書活動推進計画」を策定しています。子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。その計画に基づき、全ての子どもが生き生きと読書を楽しめるよう、家庭、地域、学校が連携して取り組みます。

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、教科学習だけでなく、全ての教育活動で活用でき、子どもたちの学びを支えています。本市では、全小中学校での学校図書館補助員の配置や蔵書の充実等、学校図書館の環境整備に取り組んできました。

更なる学校図書館の活性化に向け、学校司書の配置を進めるとともに、学校図書館に関わるその他の職員、図書ボランティア等がそれぞれの役割を担い、子どもたちが主体的に、より身近に本に親しむことをめざします。

目 標	令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
現在、またはこの1年間のうちに、一定期間継続した生涯学習活動(市民生活・社会問題・一般教養に関する学習、ボランティア、仕事に関する知識や技術、資格取得、趣味・習い事、スポーツ・健康づくりなど)を行ったことがある市民の割合 【本市調査(民間を活用したネット調査)】	30.6% (令和2年度末)	38%以上

基本的な方向9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

主な施策	
○ 教育コミュニティづくりの推進	○ 地域学校協働活動の推進

昨今、自然災害や事故・事件、感染症等の健康問題、家庭環境の多様化等、子どもたちを取り巻く環境は複雑化し、厳しい状況もあります。そのような状況の下、学校園の運営に当たっては、学校園だけで解決できない課題も多く存在します。また、幼児教育から小学校及び中学校における義務教育までの各段階に応じた切れ目のない支援を行うためには、教育委員会や区役所、関係局が連携協力していただくだけでなく、学校園、家庭、市民、地域団体、NPO、企業その他の教育に携わる全ての人や団体が、それぞれの役割と責任を果たしながら、互いに連携協力し子どもたちを支える、まさに、社会総がかりで子どもを育む活動に取り組むことで、教育課題を改善していく必要があります。

本市では、教育に携わる全ての人や団体の協働による取組を進めるため、大阪市立学校活性化条例に基づき、教育委員会が所管する全ての市立学校園に、保護者や区民等の学校運営への参画を目的とした学校協議会を設置するとともに、積極的な情報発信を行い、開かれた学校づくりを進めるなど教育改革を推進してきました。各区役所が学校協議会の運営状況を把握するとともに運営の補佐の役割を果たし、各区での保護者・区民等の参画のための会議との有機的な連携を図るなど、地域に根差した取組を進めてきました。今後とも、これまでの取組を生かしつつ、学校や地域を拠点とした学習機会の充実、登下校時の見守り活動、読書活動支援、地域の交流行事など、地域による学校支援の取組や、学校・地域・家庭の連携による様々な取組などの一層の推進を図っていきます。

これまで以上に、保護者や地域住民が学校の諸活動により積極的に参加できるように取り組むことで、地域学校協働活動等を進め、「教育コミュニティづくり」の一層の推進を図っていきます。

目 標		令和3年度末 (2021年度末)	令和7年度末 (2025年度末)
「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営など、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」に対して、肯定的に回答する小中学校の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校	73.2%	85%
	中学校	63.4%	77%

（１） 成果と課題の見える化

本計画に掲げている「基本理念」に基づき、本市の子どもたちが成長しているのか、また、「基本方向」に沿って取り組んでいる施策が所期の教育効果をもたらしているのかなど、取組の成果や課題は、社会総がかりで子どもたちを育む観点から、本市において教育に携わる全ての人々に公表すべき情報です。

本市が抱えている貧困などの子どもや家庭をめぐる課題への対応に向け、切れ目のない支援を行うためにも、全ての学校園・教職員の取組や子どもの成長などについて、客観的・経年的な検証・評価を行い、その結果を公表することで教育の成果と課題についての見える化を図ります。このことにより、教育に携わる人々がそれぞれの立場から、大阪市、各学校園、子どもたちの教育課題について直視することへとつながります。

具体的には、年度単位で実施する「教育行政点検・評価」や「局運営方針」の指標をこの計画と連動させることで、効率的にこの計画の進捗を管理します。

成果が上がっている施策については、より伸ばすように取り組むとともに、課題があると認識されるものについては、改善に向け次の一步を踏み出すという組織的かつ継続的な検証改善サイクルが重要であることから、これまで以上にデータ分析等の活用も図り、「成果と課題の見える化」を推進していきます。

（２） 分権型教育行政（教育ブロックでの教育の推進）

本市の教育行政は、本計画などの方針に基づき、全ての学校園に対して、幼稚園教育・学校教育の円滑かつ継続的な実施のための指示や指導、支援等を行っています。

学校教育の推進に当たっては、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）に基づき、地域に身近な区役所が教育委員会とともに、保護者・区民等の声をくみ取りながら、施策を実施する分権型教育行政を進めています。区長を区担当教育次長とし、本市として一元的に実施していくことが必要な事務を除き、区内における教育長の一定の権限と責任を分担し、教育委員会事務局職員を兼ねる職員を区役所に配置し、取り組んでいます。

各区役所は、「保護者・区民等の参画のための会議」や「区教育行政連絡会」などを設け、保護者・区民等の教育に関する意見やニーズの把握、区内の学校長等との連絡調整、意見交換等の仕組みづくりを進めています。こうした仕組みや学校に対するモニタリングにより区役所が把握した課題やニーズ、意見等については、区担当教育次長が教育施策及び事業のみならず、区長、区シティ・マネージャーとしての所管に属する教育関連分野の施策及び事業も併せて総合的に施策等に反映させ、学校や教育コミュニティへの力強いサポートを行います。

分権型教育行政のシステムを構築する目的は、学校や地域における教育を活性化することにあります。分権型教育行政システムにより、教育施策等を推進するシステムと体制をより効果的に機能させ、市長のリーダーシップの下、教育委員会、関係局及び区役所がしっかりと連携し、保護者や地域と力を合わせ、社会総がかりで教育を行っています。

さらに、よりきめ細かくかつ的確に学校を支援するために、教育委員会事務局の体制整備を図りながら、本市を4つの教育ブロックに分け、それぞれに担当指導主事等を配置しました。そのうえで、教育委員会事務局のマネジメントの下、業務の精選・効率化と指導主事等の指導力向上を図り、学力・体力の向上や安全・安心な学校づくりに向け、各学校の実情に応じたきめ細かな支援策を推進するとともに、広く一般の教職員からも直接提案を受けて教育長・教育委員へ伝える仕組みを検討していきます。

